

平成 27 年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託に係る公募型企画提案競技
【参加申込書等の作成に関する質問及び回答】

平成 28 年 1 月

北はりま消防組合

(加東消防署庶務係)

平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託に係る公募型プロポーザル

(受付順に掲載)

質問			回答
番号	質問事項	質問内容	
1	- 1	敷地平面図について 実施要領 8 (2) 貸与資料の敷地平面図を貸与できる日程をご教示ください。	平成28年2月8日以降です。
1	- 2	履行期間について 実施要領 3 (3) 履行期間は契約締結日の翌日から平成28年6月30日まで、委託特記仕様書 4 (3) イ 建設工期 (予定) は平成28年8月から平成29年3月までと記載されています。工程に確認申請、開発申請を含めると8月の着工は難しいと考えられますが、工程については今後の協議により延長が可能と考えて宜しいでしょうか。	タイトな計画との認識はしており、今後作業を進めていく上で、各段階で工程についての協議を行いたいと考えております。
1	- 3	土木・造成について 敷地の現状は、田畑・原野の斜面地です。斜面地の土木・造成の設計、敷地に関わる開発許可申請は業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。	敷地造成に係る土木設計は業務範囲です。開発行為は県土木事務所との事前協議により不用です。また、計画地は宅造規制区域外でもあります。
1	- 4	地目について 基本構想 1 (2) 建設予定地について、地目は田畑、原野とあります。田畑の農地転用許可等、地目の変更が完了する時期が分かればご教示ください。	平成28年7月頃の予定です。
1	- 5	敷地面積について 業務委託特記仕様書 4 (1) ア. 敷地面積について、建築可能範囲が約11,300㎡とあります。建設可能範囲とは、造成法面を除く、平地面積の合計と考えて宜しいでしょうか。	法面を除く建設可能面積です。ただし、傾斜地であることから配置計画等により、土地の有効利用が計ればこの限りではありません。

平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託に係る公募型プロポーザル

(受付順に掲載)

			質問		回答
番号	質問事項		質問内容		
2	-	1	「実施要領」 3 業務概要 (3) 履行期間	履行期間が平成28年6月30日までとありますが、基本設計の見直し、実施設計、積算業務、関係法令による申請書等の作成および手続き業務（開発行為の許可も含む）、その他本設計業務に必要な業務等を考慮しますと大変タイトな工程と考えられます。履行期間の見直しは可能でしょうか？	回答1-2と同じとします。
2	-	2	「実施要領」 3 業務概要 (5) 事業概要	「加東消防署庁舎基本構想書」に基づく新庁舎建設工事に係る実施設計とありますが、基本設計は完了しており、基本設計に基づく実施設計業務の委託と考えてよろしいでしょうか。	基本構想に基づく基本設計、実施設計を委託範囲とします。
2	-	3	「業務委託特記仕様書」 I 業務概要 4 設計と条件 (3) 建設の条件 イ建設工期	建設工期は平成28年8月から平成29年3月までとありますが、造成工事、開発工事はどのようにお考えでしょうか。工事期間などの検証見直しは可能でしょうか。また、施工業者発注、契約等の期間については、どのようにお考えでしょうか。	回答1-2と同じとします。
2	-	4	「業務委託特記仕様書」 III 業務の内容 3 その他業務の内容 (4) 関係法令による申請書等の作成業務	都市計画法（開発行為の許可に関するものを含む。）とありますが、造成設計については別途と考えてよろしいでしょうか。	回答1-3と同じとします。
3	-	1	1	様式12、13について、該当する項目がなければ、提出する必要はないでしょうか。	ありません。
3	-	2	2	様式12、13について、積算業務を対象としてもよろしいでしょうか。	よろしいです。

平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託に係る公募型プロポーザル

(受付順に掲載)

質問			質問事項	質問内容	回答
番号					
3	-	3	3	『実施設計作成業務委託特記仕様書』 I -3-(4)において、履行期間が平成28年6月30日とありますが、委託業務内容を鑑みて、履行期間の延長の可能性はあるのでしょうか。	回答1-2と同じとします。
3	-	4	4	都市計画法29条による開発申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	回答1-3と同じとします。
4	-	1	特記仕様書4-(5) 設計条件 ウ	設計条件として 設計に伴う諸手続きについても本契約の範囲内とありますが 建築確認申請などの法令や条例に基づく必要な申請手続きにつきましても、 業務期間内（平成28年6月30日）に手続きを完了させる（済証取得）という事でしょうか 期間的にはかなり厳しい条件と思われませんが 申請等に伴う工期については スケジュールの調整および協議があるものと考えて宜しいのでしょうか。	回答1-2と同じとします。
4	-	2	別表1 評価基準 配点基準について	評価基準の配点詳細について 詳細設定があればご指示いただけますでしょうか。 (例)配置技術者の実務経験年数は ○年以上が 配点数○点 ○年未満が 配点数○点 (例)配置技術者の業務実績 同種実績が 配点数○点 類似実績が 配点数○点 特筆する資格等についても 資格の種別によつての同様の配点基準の詳細がございましたらご指示お願い致します。	配点詳細は、公開しません。